新潟県統計調査市町村交付金取扱要綱

１　目　的

この要綱は、新潟県総務部統計課所管にかかる市町村交付金（以下「交付金」という。）の取扱いについて、市町村の統一した事務処理と、適正な執行を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

２　適用範囲

この要綱は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に規定する統計調査（以下「統計調査」という。）に関し、市町村長に交付する交付金に対し適用する。

３　経費執行の原則

（１）交付金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 215 条に規定する歳入歳出予算に編入して執行するものとする。

（２）交付金は、所定の統計調査の目的以外に使用してはならない。

（３）交付金は、委託を受けた統計調査ごとに明確に区分して経理しなければならない。

４　流用の承認

市町村長は、別表の「調査」欄に掲げる統計調査の交付金について、同表「流用の種類」欄に掲げる流用をしようとするときは、あらかじめ流用に係る統計調査ごとに別紙様式１による交付金流用承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、流用の種類ごとに同表「適用除外」欄に掲げる流用の場合は知事の承認を要しないものとする。

５　交付金の返還

次の各号の１に該当すると認めるときは、交付金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（１）委託業務の変更又は調査客体の減少等により、委託した統計調査等が著しく減少したとき。

（２）統計調査に関する規則、要綱、通達及び統計調査の実施に関し、重大な違反があったとき。

（３）交付金に残額を生じたとき。

６　実施調査等

知事は、必要と認めるときは、交付金の経理状況について、実施調査を行い、又は資料の提出を求めることがある。

７　精算書の提出

市町村長は、別紙様式２による精算書を、調査完了後、又は会計年度終了後 30 日以内に知事に提出するものとする。

８　知事は、この要綱に定めのあるもののほか、必要がある場合は、交付金の取扱いについて別に定めることができる。

附　則

１　この要綱は、昭和 50 年４月１日から実施する。ただし、昭和 49 年度の交付金については、なお従前の例による。

２　昭和 40 年４月１日付け統第 194 号市町村長あて新潟県総務部長通知「指定統計調査等の市町村交付金の取扱い要領について」は廃止する。

附　則

この要綱は、昭和 55 年４月１日から実施する。ただし、昭和 54 年度交付金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、昭和 59 年４月１日から実施する。ただし、昭和 58 年度交付金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、昭和 61 年４月１日から実施する。ただし、昭和 60 年度交付金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成 13 年１月６日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 18 年４月１日から実施する。ただし、平成 17 年度交付金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成 21 年４月１日から実施する。ただし、平成 20 年度交付金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成 22 年４月１日から実施する。ただし、平成 21 年度交付金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成 23 年４月１日から実施する。ただし、平成 22 年度交付金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成 26 年４月１日から実施する。ただし、平成 25 年度交付金については、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成 28 年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成 31 年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

別表

調査	流用の種類	適用除外
学校基本調査	科目間での流用を行うとき。	各科目で増減する流用額が当該経費の20%未満のとき。
	交付金の交付に際して示される科目以外の科目を設定し、流用を行うとき。	
農林業センサス 漁業センサス	報酬（指導員報酬及び調査員報酬）、報償費を増額又は減額する流用を行うとき。	報酬（指導員報酬及び調査員報酬）又は報償費を増減する流用額が当該経費の10%未満のとき。
	交付金の交付に際して示される科目以外の科目を設定し、流用を行うとき。	報酬（会計年度任用職員報酬）を新たに設定した職員手当として支出し、又は職員手当を新たに設定した報酬（会計年度任用職員報酬）として支出するとき。
		会計年度任用職員に係る共済費の科目を、新たに設定し、流用を行うとき。
		会計年度任用職員に係る報酬の支払いのため、市町村において定められている科目を新たに設定し、流用を行うとき。
上記以外の調査	報酬（指導員報酬及び調査員報酬）、報償費を増額又は減額する流用を行うとき。	報酬（指導員報酬及び調査員報酬）又は報償費を増減する流用額が当該経費の10%未満のとき。
		旅費、需用費及び役務費（それぞれ費用弁償分に限る。）を報酬（指導員報酬及び調査員報酬に限る。）に組み替えて支出するとき。
		報酬（指導員報酬及び調査員報酬）を費用弁償に組み替えて支出するとき（報酬（指導員報酬及び調査員報酬）のうち費用弁償相当額を組み替える場合に限る）。
		報償費（記入者報償金、報告者報償金及び調査協力謝金に限る。）を需用費に組み替えて記入者、報告者又は調査協力者に対する謝礼品を購入するために支出するとき。
	交付金の交付に際して示される科目以外の科目を設定し、流用を行うとき。	報酬（会計年度任用職員報酬）を新たに設定した職員手当として支出し、又は職員手当を新たに設定した報酬（会計年度任用職員報酬）として支出するとき。
		会計年度任用職員等に係る共済費等の科目を、新たに設定し、流用を行うとき。
		会計年度任用職員に係る報酬の支払いのため、市町村において定められている科目を新たに設定し、支出するとき。
		市町村において、調査員業務の民間等への委託に係る経費が「委託料」又は「役務費」として執行することと定められている場合で、報酬を新たに設定した委託料又は役務費として支出するとき。

別紙様式１

年度統計調査市町村交付金流用承認申請書

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市町村長

このことについて、下記のとおり流用したいので、承認を申請します。

記

委託統計調査の名称

科目	交付の際示された額	流用増	流用減	差引額	流用理由
	円	円	円	円	
計					

注１　この申請書は、委託を受けた統計調査ごとに作成すること。
　　ただし、二つの調査を同時に実施する場合で、交付金が一括して県から交付されるものについては、交付の状況に合わせること。
２　流用理由は、具体的に記入すること。

別紙様式２

年度統計調査市町村交付金精算書

第　　号
年　　月　　日

新潟県知事　　様

市町村長

このことについて、下記のとおり精算書を提出します。

記

委託統計調査の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

収入の部

科目	県交付額	収入済額	未納額	備考
	円	円	円	

支出の部

科目	県交付額	流用増減額	交付現額	支出済額	残額	備考
	円	円	円	円	円	
計						

注１　この精算書は、委託を受けた統計調査ごとに作成すること。
　　ただし、二つの調査を同時に実施する場合で、交付金が一括して県から交付されるものについては、交付の状況に合わせること。
２　収入の部の科目は、市町村での受入科目を記入のこと。
３　支出の部の科目は、各節を記入のこと。
４　流用承認申請により知事から事前に承認を受けた場合は、備考欄に承認年月日、番号を記入のこと。